

改正道路交通法施行に伴う自転車等利用に関する注意喚起について（詳細）

令和5年4月1日、同年7月1日に、それぞれ道路交通法が改正されました。以下にそれぞれの改正の概要を示すと共に、自転車等の利用に関する注意事項を記載しています。構内移動や通勤通学時の利用を含め、利用時には十分ご注意ください、事故防止にご協力ください。

1. (4月1日) 主な改正内容

- ・自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

<関連条項>

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

(道路交通法第63条の11第1項)

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。(道路交通法第63条の11第2項)

2. (7月1日) 主な改正内容

- ・一部電動キックボードの分類変更

| 7月1日以前 | 7月1日以降 |
|---|--|
| 電動キックボードはモーターの出力により「原動機付自転車」または「普通自動二輪車」に分類される。 | 原動機付自転車に分類されていた電動キックボードのうち、要件を満たすものは「特定小型原動機付自転車」に分類される。 |
| 運転には原付免許または普通二輪免許が必要。 | 16歳以上は免許不要で運転が可能。 (16歳未満が公道で運転した場合には罰則あり。) ※1 |
| 自転車道、歩道、路側帯は通行不可。車道を走行する。 | 自転車道、路側帯の通行が可能。歩道は条件付きで走行可能。 ※1 |
| ヘルメットの着用が必須。 | ヘルメット着用は努力義務。 ※1 |

※1：特定原動機付自転車に分類されたものに限る。

<関連条項> (一部)

特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち第二条第一項第十号ロに該当するものをいう。以下同じ。）、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽けん引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場

所に入出するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

(道路交通法第 17 条の 2)

十六歳未満の者は、特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

(道路交通法第 64 条の 2 第 1 項)

何人も、前項の規定に違反して特定小型原動機付自転車を運転することとなるおそれがある者に対し、特定小型原動機付自転車を提供してはならない。

(道路交通法第 64 条の 2 第 2 項)

3. その他電動キックボードに関する禁止事項及び関連条項 (一部)

・飲酒運転の禁止

何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。 (道路交通法第 65 条第 1 項)

何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。 (道路交通法第 65 条第 2 項)

・ヘルメット着用の努力義務

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

(道路交通法第 63 条の 11 第 1 項)

自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。 (道路交通法第 63 条の 11 第 2 項)

・二人乗りの禁止

車両(軽車両を除く。以下この項及び第五十八条の二から第五十八条の五までにおいて同じ。)の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法(以下この条において「積載重量等」という。)の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

(道路交通法第 57 条第 1 項)

二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。

(東京都道路交通規則第 10 条第 1 号 (ア))

・自賠償保険への加入義務

自動車は、これについてこの法律で定める自動車損害賠償責任保険(以下「責任保険」という。)又は自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

(自動車損害賠償保障法第 5 条)

本件担当：環境安全衛生部環境安全課安全企画チーム 林・谷口
内線(DI)：21051(03-5841-1051)
E-mail : kankyoanzenkikaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp